

あなたのまわりに吹付けアスベスト等が 使用されている建築物はありませんか？

～安全で安心できる生活のため、早急な対策が必要です～

アスベスト(石綿)について

▶ 吹付けアスベスト等とは

吹付けアスベストとは、アスベストにセメント等と水を加えて混合し、吹付け施工されたもので、壁や天井等の防火・耐火、吸音性能等を確保するために幅広く用いられました。この他にもアスベストの含有が0.1%を越える吹付けロックウール、吹付けひる石、パーライト吹付け等があり、これらを含めて「吹付けアスベスト等」といいます。アスベストを含む建材には様々なものがありますが、その中でも吹付けアスベスト等は、劣化や損傷によってその纖維が空気中に飛散しやすくなります。



劣化した吹付けアスベスト

▶ アスベスト(石綿)の危険性

アスベスト対策はなぜ必要か？

アスベスト(石綿)は、天然の鉱物資源で、熱、摩擦、酸やアルカリに強く、丈夫で変化しにくいという特性を持っています。

しかし、目に見えないくらい細い纖維のため空気中に飛散しやすく、飛散しても気づきにくい上に、吸い込んで肺の中に入ると15~40年の潜伏期間を経て肺がんや悪性中皮腫(悪性の腫瘍)などの病気を引き起こす発ガン性があります。

このため、飛散防止や除却など速やかな対策が必要となっています。

<アスベストが原因の主な病気>

肺がん

気管支や肺胞を覆う上皮に発生する悪性腫瘍です。

アスベスト肺

大量にアスベストを吸い込むことで肺が線維化してしまう「じん肺」という病気のひとつです。

中皮腫

肺を取り囲む胸膜、肝臓や胃などの臓器を取り囲む腹膜などにできる悪性の腫瘍です。ほとんどの中皮腫が、アスベストのばく露が関与していると言われています。

<代表的なアスベストの種類>



白石綿(クリソタイル)



青石綿(クロシドライト)



茶石綿(アモサイト)

出典：国土交通省「建築物のアスベスト対策」

▶ 吹付け施工されている箇所（吹付けアスベスト等が使われている可能性のある場所）

主に鉄骨造や鉄筋コンクリート造の建築物では、防火・耐火、吸音、断熱等を目的として、壁や天井、機械室、煙突等に吹付け材が施工されていることがあります。

これら吹付け材の中には、施工された時期によってはアスベストを含むものが使われている可能性があります。



※写真のものと見た目は同じですが、アスベストを含まない吹付けロックウールは近年でも多く施工されています。

アスベストを含まない吹付けロックウールには、飛散防止や除却等の対策は必要ありません。



▶ 吹付けアスベスト等が使用されていた期間

吹付けアスベストは、概ね昭和30年頃から昭和50年頃まで使用されていました。アスベストの吹付け施工が原則禁止となったのは昭和50年ですが、平成7年3月31日までは含有率5%以下は法的に禁止されていませんでしたので、現在の基準である含有率0.1%超の判断を正確に行うには、材質分析を行う必要があります。

吹付け材の種類	アスベスト含有量等	使用期間					
		S30	S35	S40	S45	S50	S55
吹付けアスベスト	吸音・結露防止用(アスベスト 約70%)		■	■■■■■			
	耐火被覆用(アスベスト 約60%)			■■■■■			
アスベストを含有する	アスベスト 30%以下				■■■■■		
吹付けロックウール	アスベスト 5%以下					■■■■■	

吹付けアスベスト等の使用が疑わしい箇所がある場合

まずは、アスベストが含まれているかどうかを専門機関に依頼し、調査・分析を行いましょう。

もし、アスベストが含まれていることが判明した場合は、健康被害の防止のために飛散防止や除却等の実施をご検討ください。

市の補助制度をご活用ください。※詳細はお尋ねください。

●アスベスト調査・分析事業補助金（事業実施期間：R7年度まで）

対象事業：本市の区域内に存する民間建築物に施工されている吹付け建材について行う
アスベスト含有の有無に係る分析調査

対象建築物：吹付けアスベスト等が施工されているおそれのある民間建築物

補助対象経費：含有分析調査に要する費用

補助金の額：含有分析調査に要する費用の全額（上限25万円）

●吹き付けアスベスト除去等事業補助金（事業実施期間：R7年度まで）

対象事業：民間建築物に施工されている吹き付けアスベストの除去工事など

対象建築物：露出して施工されている吹き付け建材について調査を行い、石綿が

0.1パーセントを超えて含有していると確認されたもの

補助対象経費：

- ・アスベスト等の除去、封じ込め又は囲い込みに要する工事費及び処分費

- ・建築基準法に規定される耐火性能を満たすためのアスベストを除去した場合は、その耐火性能を満たすために必要な耐火被覆等の施工に要する費用

補助金の額：補助対象経費の合計に3分の2を乗じて得た額（上限250万円）



お問合せ先・相談窓口等

八代市建設部建築指導課 指導係
〒866-8601 八代市松江城町1-25(本庁舎5階)

TEL:0965-33-4750
FAX:0965-33-4461